

○佐賀県警察の鑑識技能検定に関する訓令

平成26年4月28日

本部訓令第20号

佐賀県警察の鑑識技能検定に関する訓令（昭和54年佐賀県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号。以下「警察庁訓令」という。）第6条の規定に基づき、佐賀県警察における鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（技能検定の実施等）

第2条 技能検定は、刑事部長が実施するものとする。

2 技能検定は、年1回以上実施するものとする。

3 刑事部長は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ技能検定の期日、場所、種別その他必要な事項を警察学校長及び所属長（以下「所属長等」という。）に通知するものとする。

4 技能検定の事務は、鑑識課において処理する。

（技能検定の受検対象者）

第3条 技能検定の受検対象者は、次のとおりとする。

(1) 初級鑑識技能検定

ア 警察学校の初任補修科の課程に入校中の警察官

イ 初任補修科の課程を修了した者のうち、病気等の理由により初級鑑識技能検定（以下「初級検定」という。）を受検することができなかった者

ウ 初級検定を受検した者のうち、不合格となった者

(2) 上級鑑識技能検定

初級検定に合格後、1年以上の実務経験を有する者

（受検者の報告）

第4条 所属長等は、第2条第3項の通知を受けたときは、当該所属の受検対象者に周知するとともに、鑑識技能検定受検者名簿（別記様式第1号）により、刑事部長に報告するものとする。

（初級検定等の配点及び合格基準）

第5条 初級検定の配点は次の表のとおりとし、合格基準は各科目の得点が40パーセント以

上であり、かつ、全科目の平均得点が60パーセント以上であることとする。

科目	筆記試験	実地試験	合計
現場鑑識一般	20点	80点	100点
指紋	20	80	100
足痕跡	30	70	100
写真	30	70	100
鑑識科学	100		100

2 科目ごとの上級鑑識技能検定（以下「科目別上級検定」という。）合格基準は、当該科目の得点が60パーセント以上であることとする。

（合格者の決定）

第6条 合格者の決定は、刑事部長が行うものとする。

（総合上級の認定）

第7条 科目別上級検定の全てに合格した者については、総合上級と認定する。

2 総合上級の認定は、刑事部長が審査により行うものとする。

（合格者等の通知）

第8条 刑事部長は、技能検定を実施したときは、その結果を所属長等に通知するものとする。

（合格者等通知後の措置）

第9条 所属長は、前条の通知を受けたときは、当該職員の勤務記録カード及び教養カードに技能検定に関する事項を記入しなければならない。

（合格者等台帳）

第10条 刑事部長は、鑑識課に鑑識技能検定合格・認定者台帳（別記様式第2号）を備え付け、整理保管しておかななければならない。

（他の機関の技能検定との関係）

第11条 警視庁若しくは他の道府県警察本部又は警察庁長官が必要と認める機関が実施する技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格したものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 佐賀県警察の鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年佐賀県警察本部訓令第10号）に基づ

く2級の技能検定に合格している者は、この訓令に基づく初級検定に、1級の技能検定に合格している者は、この訓令に基づく総合上級検定にそれぞれ合格したものとみなす。

- 3 この訓令の施行前に、佐賀県警察の鑑識技能検定に関する訓令（昭和54年佐賀県警察本部訓令第15号）の規定による技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格したものとみなす。

別記様式第1号（第4条関係） 省略

別記様式第2号（第10条関係） 省略